

令和元年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 元 年 6 月 12 日（水曜日）

議 事 日 程（第3号）

第1 一般質問

第2 陳情第1－11号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書

第3 陳情第1－13号 陳情書（年金制度改革）

第4 請願第1－1号 教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制
の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第4まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（15名）

1番	酒 井 祥 成 君	2番	楨 野 章 君
3番	林 健 三 君	4番	古 谷 幹 夫 君
5番	緒 方 正 綱 君	6番	武 田 秀 義 君
7番	吉 村 アツ子 君	8番	味 元 和 義 君
9番	水 間 淳 一 君	10番	中 屋 康 君
11番	岩 井 優之介 君	12番	田 邊 哲 夫 君
13番	堀 本 伸 一 君	15番	橋 本 章 央 君
16番	下 元 昇 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（1名）

14番 村 井 眞 菜 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	政 策 監	浜 田 章 克 君

会 計 管 理 者	樋 口 寛 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清 藤 泰 彦 君
危機管理課長	川 上 武 史 君	企 画 課 長	山 本 康 雄 君
農林水産課長	池 上 康 一 君	にぎわい創出課長	植 村 有 三 君
税 務 課 長	松 田 好 文 君	町 民 課 長	本 山 桂 三 君
建 設 課 長	吉 岡 範 満 君	健康福祉課長	野 村 和 弘 君
環境水道課長	宮 本 彰 一 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
大正・十和診療所事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 三 宮 佳 子 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（下元昇君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和元年第 2 回四万十町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に14番村井眞菜君から欠席届があっております。

報告を終わります。

日程に入る前に、政策監より昨日の10番中屋康君の一般質問の答弁に対し訂正がありますので、これを許可します。

政策監浜田章克君。

○政策監（浜田章克君） お時間をいただいて申し訳ありません。昨日の中屋議員の一般質問の中で、窪川荘と四万十荘の人件費の金額についてお答えをしたつもりでございましたが、確認をいたしますと両方とも四万十荘というふうに申し上げておりましたので、訂正をさせていただきます。

申し上げた金額のうち、2 億6, 300万円という金額につきましては窪川荘のものでございます。すみませんでした。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

11番岩井優之介君の一般質問を許可します。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） こういう声ですので、議長の許可をいただきましたけれども、今日の私の質問は三つ通告しておりましたけれども、一番と三番をカットしたいと思っております。二番の吉見川洪水対策についての質問でございます。よろしくお願いいたします。

まず、二番目に、吉見川の浸水対策が茂串町の大型雨水排水ポンプ設置で大丈夫かと大きくくりの通告をいたしております。

ご承知のように、昭和26年8月の台風11号で多くの床上浸水を呈しております。床上浸水は143戸、床下浸水は76戸でございました。3月議会の質疑で、町長は大型排水ポンプ設置で計算上、この浸水排水で賄えると答弁をいたしておりますけれども、本当に大丈夫でしょうか。改めて確認をいたします。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

アメダスの雨量によります収集可能な雨量実績として、平成6年から平成27年の合計22年の雨量データを用い調査・分析し計画を立てておりますので、現状の計画で、机上ではありますが、賄えるという計画で進んでおります。

以上です。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 分かりました。机上の計算の誤りにならないように願うものがあります。

次に、本町などの住民は、一番心配しているのは吉見川の氾濫でございます。大雨のときに吉見川が氾濫しないかとおちおち夜も寝れないとおっしゃっております。

先ほど言いました台風11号のときは、あと30センチで濁流が堤を越える状況でした。そういうところまで水位が上昇しております。このときの津野町の上流部の雨量は600ミリと報道がありました。そして、県東部の安芸市では1,000ミリを超したという報道があったそうです。住民は身震いをしたとおっしゃっておりました。この住民は、昭和38年の大洪水を経験いたしております。旧庁舎に上ると町は一面の水浸し、そして大井野の橋の欄干のみが見えていたというふうな光景が目につかんだということでした。吉見川の増水がこの周辺の住民のトラウマになっております。

こういう話を執行部はお聞きになったことはありますか。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） そういう状況のことも含めまして、この吉見川からの浸水を食い止めていくということが、被害を起こさない、対策を講じるということが重要というふうに考えております。そのため平成26年8月の台風11号によります浸水被害が発生したことを受けまして、吉見川浸水対策調整会議を立ち上げまして、構成員であります四国地方整備局、高知県河川課、須崎土木事務所四万十事務所、町で検討を進めておりますと共に、県、町の役割分担のもと整備を進めている状況でございます。

浸水対策につきましては、内水によります再度被害の防止を目的としまして、県では平成26年度より吉見川の護岸補強工事を、琴平谷川では平成28年度より水位高までの護岸のかさ上げを行い、昨年度、吉見川浸水対策協議会で対策として決定しました工事が完了しております。

町としましては、内水対策としまして第2雨水ポンプ場を令和2年度に完成を目指しておりまして、令和3年度から稼働を行うように予定をしております。

第2雨水ポンプ場だけでは当然不十分ではございますので、第1雨水ポンプ場の用地確保を図り、ポンプ能力も高め、茂串山からの雨水の流末処理も含めた対策として現在、計画し、進めていくように行っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからも。私も一緒にちょっとのどの調子が悪いので、こらえてください。

この平成26年8月の浸水以降、国、県、そして町と浸水対策調整会議というのを設けました。早急に事業を実施すべく様々に協議をいただきまして、今回の着工に至ったところ です。

その間に住民の皆さん方、本当に多くの皆さん方から悲痛な声を聞いております。二度と浸水はさせてはならないという私の思いを持って、この事業を進めておりますけれども、先ほど来この対策で大丈夫かという答えに対しては、2工区を早急に仕上げまして、さらには1工区の計画が、今ちょっと中座しておりますので、新たな工法を用いて1工区の充足をしっかりとしながら様々な排水対策をしていきたいと考えております。

令和2年度に一応完成しますとすぐに計画変更をさせていただいて、新たな事業の計画実施を行いたいと思っておりますが、ただ、いかんせん、今の補助事業におきましては国の一定の基準で事業採択を受けております。やはりこれまでの実績の数値をクリアできるというような一つの目標値がありますので、そこで国の事業を受ける段階では必要な制限、クリアすべき課題だと思っておりますが、今後その整備が終わっても、今ほど岩井議員が申されましたように本当に大丈夫かということにおいて、私もちょっとただやはり不安なところがございますので、そういったところは町費で、例えば、今協議しております排水ポンプ車の設置であったり、堤防のかさ上げ等々であったり、そういったことは必要だと思います。地球温暖化で、これからだんだんに雨量も多くなってまいりますので、そういった危機感を持って、国の事業の導入、さらには町費の単独の整備、そういったものを併せて、二度と浸水が起こらないような対策を講じていきたいと考えております。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） ありがとうございます。町長から一応、緊張感を持って対応

していくというふうに受け止めました。言葉の中に町単事業でも対応したいというふうなことをおっしゃっていただきました。

次に移ります。

次は、吉見川のこの流れる水、水流を速める抜本的対策はとれないかと住民は訴えております。

以前、吉見川の合流点を大きく川下に振っていただいて抜本的な改修を行いました。そのときから一定期間住民は安心して生活を送っておりましたけれども、そのときは増水してもさあっと水が流れておったという表現をしております。しかし、今はとろとろと流れていると表現をしています。この原因はお分かりでしょうか。今までの住民との接触でいろんな情報を聞いておると思いますけれども、どのようなご認識でしょうか、お答え願います。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

吉見川の水位上昇につきましては、吉見川の河道断面が不足していることではなく、四万十川本流の水位上昇によるものと認識しております。吉見川の水位を下げるためには四万十川本流の河道幅を広げていくと、拡張するということが考えられますが、しかしながら、吉見川に影響しております四万十川本流では、異常な堆積や課題となる箇所がないことから、四万十川の水位を低減させるためには部分的な改良ではなく、まとまった区間の河道を大幅に掘り込むか河道を拡張するかということになります。その工事には規模や影響範囲が非常に大きなものとなると想定され、まずは環境への影響、またこの工事によって下流の集落等への影響、また地権者の工事へのご理解、ご協力が不可欠であると共に多大な費用と時間を要することとなります。

吉見川流域点の拡張につきましても、四万十川本流の水位上昇が要因のため効果は少ないと推測されます。また、堆積砂利の除去につきましては、吉見川浸水対策協議会の中でも検討をされておりますが、多額の経費を必要とされますと共に、その効果が大きくはないということもあります。また歳月がたちますとまた堆積するということで、また多大な経費がかかるということが考えられます。

以上のことから、内水の排水によります被害防止対策が最適と判断し整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 建設課長からお答えいただきました。住民は四万十川本流の水位が上昇したのは、遊水地帯がなくなったという認識をしております。言うたら、高速道路の土を利用しての水田のかさ上げ、特に大井野地区のかさ上げが最大の要因だと。それで、いろいろ住民同士でやり取りしよったら、いや、下も上もかさ上げしちゅうというふうにおっしゃっておいりましたけども、今日はそういうところを論じることではなくて、現実、客観的にどういうものが水位の上昇に関係されているのかという観点が大事やと思います。そういう点で、そういう遊水地帯がなくなったという認識を執行部は持っているかどうか、お聞きします。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

この遊水地ということにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、この現状の流れを変えて影響を低減させるということにつきましては、一つの考え方ということはこちらのほうも思っておりますが、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、多くの方のご理解、そして時間、経費等々の問題も生じてくることでありますので、このことについては、現在進めている工法が最適ということでのご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 建設課長の答弁の中に莫大な費用が要するという意味のことをおっしゃったと思いますけれども、確かに四万十川の本流の水位を下げるのは川そのものの拡張と、それから下にある二つの瀬、これの掘り下げだと私は思っております。

しかし、いろんな経費がたくさん要すると思いますけれども、いろんな影響も考えないかと、下流域の住民の影響も考えないかんとおもいますけれども、これには専門家の知見が欠かせないと思います。

近隣の自治体でこれまで洪水対策で莫大な費用をかけて工事をした事例はたくさんあります。私の知っている限りでは、日高村の川、これは昔からもう浸かるのが常習地帯でございましたが、土佐市といの町の境の大内というところにトンネルを2本も山をくぐって何キロも抜いております。これは恐らくかなり昔の工事でしたけれども莫大な費用がかかっておるとおもいます。

それから、同じいの町の宇治川、昔の、今の枝川ですけれども、ここはもう浸かるのが当たり前というふうな状態でしたけれども、ずっと何キロも下流域の八田地区までトンネルを掘って本流との合流点を変えております。

それから、最近では土佐市の波介川、これをかなり何キロも下に合流点を振りまして、今は安心できる状態になっております。

このように、決意をすれば大きな事業もできるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう点で大改修が要るのではないかと思っておりますけれども、そのあたりの執行部の決意、腹づもりについてお聞きいたします。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 河道掘削を含めたご提案でございました。私のほうも浸水等調整会議の中で同じ要求を出させていただきました。ちょうど高知県の河川課長、国土交通省の高松にあります四国地方整備局の課長に入ってもらっておりましたので、一応持ち帰っていただいてそういったところの分析も送ってもらいましたが、先ほど担当課長が申し上げましたように、数センチしか下がらないということでございました。

私も、今、先ほど来申し上げましたように、現行制度、現行の補助事業の中ではこれが最大の今の事業だと思っておりますが、やはりそういった危機感を持っております。非常に年々に降雨の雨量、強度が高まっておりますので、そういった危機感を持っていますので、やはりこの事業を進める中で第2工区の、2工区が竣工して1工区の計画も今、順次考えながらやっておりますので、その中で一番最善の方法、可能な事業の導入、最大限の方法を探りながら対応していきたいと思っております。

どうしてもその補助事業の限界があるとすれば、先ほど来申し上げましたように、新たにポンプ車の配置であったりそういったところは町費のほうをもって対応していかなければならないと考えておりますので、大型の抜本的な対策はしっかり頭の中に置いて進めていきたいと考えております。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 町長からそういう洪水対策の次年度、計画的な報告をいただきました。

ある面ではやむを得んかもしれませんが、そういうふうな認識を持っていただきたいと思います。

次に、答弁の中でも大体分かりましたけれども、茂串町で一番低いところ、低地にある

ところの、あるS氏という方は台風8号のときに床上64センチまで水が来たと。旧役場本庁の通りの元倉地域から大量の水がどんどん押し寄せてくると、これを何とか堰を食い止めてくれんかと。防水堤を、その対策を立ててほしいと訴えております。答弁の中で第2の排水ポンプを設置したいという計画が報告されました。それが現状考えられる最善の方法かなと思っておりますけれども、こういう認識をされているのでしょうか。改めてお尋ねいたします。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 茂串山側からの雨水の流れが非常に強いものがあるというふうに認識をしております。町長も申しましたとおり、第1工区、今施工してます第2工区のほうが終わった後、第1工区のほうに移るわけですが、移るまでの間にその部分の解決策等につきましても検討し、工法を決め、施工のほうに移っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 以上で、吉見川の二番目の抜本的な対策について終わりました、次に移ります。

ごめんなさい。一つ抜かっておりました。

国道381号線にかかる窪川橋、ご存じですね。新開町のところにある橋です。ここに、真ん中に大きな橋桁がありますけれども、住民は堤防から眺めてて、あれが水流を妨げやせんかよと言っておりました。ほんで、その上流の新開橋には橋桁はありません。普通、素人的な考えですけども、ああいう一定の長さの橋はアーチ型でやるのが普通ではないかと。それでその住民は、あれはどう見ても設計ミスやのうとおっしゃるんです。全く素人的な発想ですけども、この認識について、担当者はどのようにお考えでしょうか。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

窪川新橋付近の水位上昇につきましては、四万十川本流の水位上昇に伴うものでありまして、窪川新橋付近では流速は遅くなるということになります。そのため、及ぼす影響は小さいものと認識をしております。

以上です。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 本流の水位が上がるというのが主要な原因で、吉見川の水流の流れが遅くなっておるという認識ですよね。分かりました。

本日は、大変見苦しい、聞き苦しい質問でございましたけれども、以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下元昇君） これで11番岩井優之介君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第2、陳情第1－11号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書、日程第3、陳情第1－13号陳情書（年金制度改革）、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長古谷幹夫君。

○総務常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私のほうからお手元に配付させていただいております報告書等に基づき報告をさせていただきます。

令和元年6月12日。四万十町議会議長下元昇様。総務常任委員長古谷幹夫。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1－11号。付託年月日、令和元年6月5日。件名、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書。

審査の結果、採択でございます。

付記事項としまして意見書がございます。

次に、陳情第1－13号。付託年月日、令和元年6月5日。陳情書（年金制度改革）が件名でございます。

審査の結果、採択でございます。

付記事項としまして意見書があります。

1ページめくっていただきまして、経過報告書を報告させていただきます。

総務常任委員会、令和元年第2回定例会、委員会審査経過報告書。

審査日、令和元年6月6日木曜日。

陳情第1－11号、令和元年6月5日付託。1、件名、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書。説明者はなしでございます。

審査経過でございますけれども、委員の意見として代表的なものを二つ挙げております。3月の定例会におきまして同一趣旨の陳情書を採択した経過がある。そして二つ目の代表的な意見としましては、日米地位協定に関する全国知事会の要望を具体化することを求める内容で、採択すべきものと判断するという意見でございます。

反対意見としましては、日米地位協定の抜本的改定等は国レベルの問題であり、地方議会の判断にはなじまないという意見がございました。

審査結果につきましては、賛成4名、反対1名で、採択でございます。

意見書の提出はございます。意見書につきましては、ページをめくっていただきまして意見書（案）を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次の、もう一つの案件でございます。

総務常任委員会、令和元年第2回定例会、委員会審査経過報告書。

審査日、令和元年6月6日木曜日。

陳情第1－13号、令和元年6月5日付託。1、件名でございますが、陳情書（年金制度改革）でございます。説明者はなしでございました。

審査経過につきましては、委員の代表的な意見としまして、陳情書、意見書（案）には賛同できるということでございまして、審査結果としまして全員一致での採択ということになりました。

意見書提出は別添のとおりありますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第1－11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、陳情第1－11号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書を採決します。この表決は起立により行います。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第1－11号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立多数です。反対者、1番酒井祥成君、2番槇野章君、7番吉村アツ子君。したがって、陳情第1－11号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第1－13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、陳情第1－13号陳情書（年金制度改革）を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第1－13号陳情書（年金制度改革）の採択を求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、陳情第1－13号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第4、請願第1－1号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願を議題とします。

この請願議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） それでは、本委員会に付託をされました請願案件についてご報告申し上げます。

令和元年6月12日。四万十町議会議長下元昇様。教育民生常任委員長中屋康。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、請願第1－1号。付託年月日、令和元年6月5日。件名、教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願。審査の結果、採択。意見書は添付をされております。

続いて、審査報告をご報告いたします。

審査月日については令和元年6月6日。件名、教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願という件名でございます。

今回、紹介議員がありまして、請願につきということではありますが、岩井優之介議員、田邊哲夫議員ということで、紹介議員がございました。

説明者、これは委員会に招聘したものでありますが、教育委員会、熊谷教育次長、西谷学校教育課長に調整をいただいて出席していただきました。

審査経過。請願趣旨と意見書について精査をすると共に、両紹介議員から請願趣旨の説明を受け、教育委員会に関連通達に関した説明を受けました。審査過程の中で意見が出ましたが、大体要約してまとめましたら、三点に要約をされておりましたので記載をいたしております。

まず一点目の意見として、請願趣旨に記載のある1年単位の変形労働時間制では今なお時間外勤務に追われ教育の質を向上することはできない。請願のとおり定数配置を見直して教員数を増やす施策が必要であるという意見であります。

次に、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインは勤務時間の考え方についてではあるが、これらの施策には教職員の定数に関して抜本的な改善策は見えてないと。通常の勤務時間を延長して夏休みの勤務時間を短縮する1年単位の変形労働時間制が導入されても文部科学大臣も教師の業務や勤務時間が縮減するわけではないと述べており、実効性に乏しいという意見であります。

もう一点。学校現場を見ると、依然と、長時間過密労働の実態が見えるので、請願の趣旨を理解するという大枠、大体そういうご意見がまとまっております。反対意見はございません。なしです。

審査の結果、採択。全員一致であります。

意見書が添付されております。内容についてはお目通しをいただきますが、今申し上げました委員の意見のあたりの内容が網羅されております。

以上であります。

○議長（下元昇君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより請願第1－1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、請願第1－1号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願を採決します。

お諮りします。

この請願について委員長報告は採択です。

請願第1－1号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、請願第1－1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時12分 散会

